

令和5年度 第3回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年6月14日(水) 午前9時30分から10時00分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事 務 局 長 山 本 雅 美 次長兼給与課長 前 田 俊 和
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝
係 長 山 口 玲 夏 係 長 河 崎 卓 哉
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第2号 人事委員会規則の改正について(給与の支給関係)
議案第3号 勤務条件に関する措置要求の却下の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び議案第2号は公開、議案第3号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 議案第11号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 職員が内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したときの身辺警護手当を、1日につき1,150円(現行640円)に引き上げる。

イ 職員が日没時から日出時までの間海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う作業のうち人事委員会が定めるものに従事したときの水上警戒業務手当の額は、通常額の1.5倍とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 令和5年4月1日から適用する。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

(4) 条例案に対する当委員会の判断（案）

要人に対する銃器を用いた犯罪等が発生する中、要人の身辺警護の困難性が増していること、また、水上警戒業務を夜間に行うことの危険性等を踏まえ、身辺警護手当及び水上警戒業務手当の支給額の見直し等を行うものであり、異議はない。

2 議案第24号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

新たな感染症の発生に対応するため、国の取扱いに準じて、防疫等業務手当の特例を新たに設けるとともに、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、同感染症に係る防疫等業務手当の特例を廃止する。

(2) 改正の概要

ア 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(ア) 職員が、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部が設置されたもので人事委員会が定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

(イ) (ア) の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、当該職員の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

(ウ) 職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって、人事委員会が定めるものに従事したときに支給する特殊勤務手当の特例を廃止する。

イ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

警察職員に支給する特殊勤務手当について、アと同様の改正を行う。

(3) 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

(4) 条例案に対する当委員会の判断（案）

今後、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に備え、それらの感染症の感染の危険を伴う業務の特殊性に鑑みて、国の取扱いに準じて特殊勤務手当の特例措置の見直しを行うものであり、異議はない。

◇議案第2号

人事委員会規則の改正（給与の支給関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

ただし、鳥取県議会令和5年6月定例会に上程された議案第24号「職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」（以下「改正条例」という。）が原案どおり可決された場合に限る。

1 改正する規則の名称

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）（以下「給与支給規則」という。）

2 概要

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の算定基礎となる給与の時間額については、給与支給規則第23条第2項に定める特殊勤務手当（以下「加算対象手当」という。）に係る勤務をした場合は、当該特殊勤務手当の時間額相当が加算されることとされている。

この度、改正条例どおり、警察職員に対して支給する特殊勤務手当として防疫等業務手当が新設された場合、加算対象手当に当該手当等を加える改正を行う。

(1) 現行の加算対象手当

犯罪予防・捜査手当、警ら手当、犯罪鑑識手当、交通捜査取締手当、死体取扱手当、看守手当、緊急走行手当、警備艇運航手当、通信指令手当、特殊危険物質危険区域内作業手当、潜水手当、航空手当、爆発物処理作業手当、特殊危険物質処理作業手当、災害応急手当、身辺警護手当、海外犯罪情報収集手当、銃器等犯罪捜査手当

(2) 加算対象手当に追加する特殊勤務手当（案）

防疫等業務手当、水上警戒業務手当

(3) (2) に掲げる手当の内容

ア 防疫等業務手当

職員が、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。

イ 水上警戒業務手当

職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。

3 施行日

公布日

【質疑等】

委員：警察職員についても県職員と同様の取扱いとなるものか。

事務局：県職員と同様に、時間外勤務手当等の算定の基礎となる時間額については、特殊な業務に従事した場合、その分、特殊勤務手当の時間額相当を加算するということになる。

◇議案第3号

勤務条件に関する措置要求の却下の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

令和5年6月22日（木）午前10時00分から開催することとした。